

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針（案）

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、県が、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。

障スポの競技役員等の編成は、県が、会場地市町村及び競技団体等と十分協議して行うこととする。

(2) 競技役員等の編成は、1人1競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。

(3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

(1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。

(2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議の上作成し、県において決定する。

障スポの競技役員等の編成案は、県が会場地市町村及び競技団体等と協議の上作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

(1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。

(2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。

(3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

(4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役 職 名	定 義	編 成 方 法	業 務 内 容
競技会運営（試合等）	①競技会役員 ※国スポのみ	要項第23 項第2号の 規定に該当 する者	名誉会長、会長、副会長、 顧問、参与、委員長、副委 員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判 に携わる者	○原則として、県内有資 格者 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	総括、総務、運営、 審判、記録、出発、 監察、放送、召集、 掲示、進行、報道、 表彰、救護、得点掲示、 会場、記録送受信、 総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営 に携わる者 (審判員を除 く。)	○原則として、県競技団 体関係者と会場地市町 村関係者等 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	
	③競技補助員	競技役員の 業務補助に 携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する当該競技 関係者	競技役員の業務を補助
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・ 歓迎・駐車 場等の競技 会を支援す る間接的な 業務に携わ る者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、 宿泊、輸送、警備、 駐車場、入場券販売、 施設管理、会場美化、 練習会場、会場整理、 プログラム販売、 受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員 の業務補助 に携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する者	競技会係員の業務補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。